その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
六二・〇七―六二・〇八	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
六二・〇九	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないことを条件とする。）又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
六二・一〇	アルミニウム蒸着ポリエステルのはくで被覆した織物による耐火性の装具	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない又は積層していない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
六二・一一	女子用の衣類のうちししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	

六二・一二	裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られるメリヤス編物又はクロセ編物	メリヤス編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
その他の産品		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
六二・一三―六二・一四	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又はなせん（独立の作業）を経て製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
その他の産品		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
六二・一五		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
六二・一六	アルミニウム蒸着ポリエステルのはくで被覆した織物による耐火性の装具	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない又は積層していない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
その他の産品		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。
六二・一七	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又はなせん（独立の作業）を経て製品にすることの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないこと（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。